

教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

想定される事象類型	①危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	②大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設等、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
	③大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティーボム等の爆発による放射性物質の拡散
	④交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

※上記事象類型は東京都国民保護計画に基づくものである。

警戒レベル	発令の基準	都の対応	教育庁の対応方針	部・事業所・学校における対応内容
レベル1 (通常警戒) 【国外】	国外でテロリズム等の発生はあるが、国内に影響を及ぼす危機情報がない場合	○通常の警備対応	○通常の警備対応	○緊急連絡体制(緊急連絡網)の構築 ○学校等における指揮命令系統、業務分担の決定 ○不審者・不審物等の対応について、児童・生徒及び教職員に周知徹底
レベル2 (中度警戒) 【国外】	国外でテロリズム等の発生があり、国内への影響が懸念される場合	○危機情報収集体制の確保 ○危機管理対策会議の招集(状況に応じて)	○通常の警備対応 ○危機管理における情報連絡体制の確保	○緊急連絡体制(緊急連絡網)の確認・徹底
レベル3 (高度警戒) 【国内】	国内においてテロリズム等が発生した場合、又は国内において具体的なテロリズム等に係る危機情報があった場合	○危機情報収集体制の確保 ○危機管理対策会議の招集(状況に応じて) ○国や区市町村、関係機関等を通じた情報収集及び分析 ○都民への注意喚起 ○都施設における警戒態勢の強化	○管理施設の点検強化 ○関係機関との連絡体制強化 ○情報収集並びに総務局への情報提供	○不審物等への対応確認・徹底 ○管理施設における監視強化(巡回及び来校者チェック等の強化) ○巡回点検時における不審物等への点検強化 ○監理団体等に対して不審者・不審物への監視強化依頼 ○区市町村教委と危機情報の収集・提供 ○郵送物等の検査徹底
レベル4 (厳重警戒) 【都内】	都内においてテロリズム等が発生した場合、又は都内において極めて確度の高いテロリズム等に係る危機情報があった場合	○都災害対策本部等の設置(状況に応じて) ○国や区市町村、関係機関等を通じた情報収集及び分析 ○都民への注意喚起 ○都施設における警戒態勢の強化	○教育庁災害対策本部の設置(状況に応じて) ○管理施設の点検・管理強化 ○集客イベント等実施の制限 ○関係機関との連絡体制強化 ○情報収集並びに総務局への情報提供	○管理施設の緊急一斉点検 ○管理施設の監視強化(巡回点検の回数増、来校者チェック等の厳格化) ○都立学校の休校等実施(本庁等からの情報及び自ら収集した情報を基に学校長が判断) ○管理施設の閉鎖等の実施(本庁等からの情報及び自ら収集した情報を基に施設管理者が判断) ○監理団体等に対して所管施設の緊急一斉点検依頼 ○監理団体等に対して所管施設の閉鎖等の検討、実施依頼(指示) ○区市町村教委と危機情報の収集・提供 ○郵送物等の検査徹底

※対応内容については、児童・生徒、都民等のの身体、生命及び財産の安全確保の観点から、学校長等が状況に応じ臨機に判断するものとする。